

## 情報格差(弱者)の解消について ～ パソコン講習会の実施 ～

情報リテラシー向上のためのパソコン講習会の実施や利用機会の拡大のための方策等について考えます。

### 1 生活の一部となりつつあるインターネット

今や、インターネットは、行政情報や公共施設の案内、インターネットショッピングやメールによる情報交換等、コミュニケーションの手段として不可欠の存在となっております。

政府は、内閣に設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」において、平成18年1月「IT新改革戦略」を決定し、いつでも、どこでも、誰でも、ITの恩恵を実感できる社会の実現を目指すとしております。

#### (1) インターネットの利用率

パソコン、インターネット利用は学校教育にも取り入れられ、企業等では日常的に利用されております。

そうしたこともあり、インターネットの利用率は、50～59歳では63%に達しているといわれますが、60歳以上に限って見ると22%となっております（総務省「平成16年通信利用動向調査」によりますと、平成16年末のインターネット利用人口は、7,948万人、人口普及率は62.3%、世帯普及率は86.8%に達しています）。

旭川市においても、巡回講習会やIT講習会等を開催し、その環境を整えてはいますが、全国水準には達していないのではないかと考えられます。

#### (2) 情報化社会における“読み”、“書き”、“そろばん”

インターネットがコミュニケーションツールとして定着しつつある今日、その恩恵を受けるためには、情報化社会における“読み”、“書き”、“そろばん”ともいえる情報の“受信”、情報の“発信”、情報の“選択”を正しく行うことができればなりません。

「受信」はインターネットを介して必要とする情報を入手することであり、「発信」はインターネットを通じて自らの考えや計画等を然るべく相手に知らせることです。

また、「選択」は、氾濫する情報の中から真に必要な情報の判断、誤解やトラブルの原因とならないための対策、情報社会におけるモラルの修得です。

### (3) 情報収集手段として欠かせないインターネット

今や、インターネットは、情報収集メディアとして、テレビや新聞、書籍を凌ぐ状況にあります。

平成9年には、旭川地区も地上デジタル放送がスタートするといわれておりますが、平成11年には、全国的に、地上デジタルテレビ放送に全面移行し、通信（電話）と放送（テレビ）が一体化します。

それにより、家電や機械・器具、製品のすべてがデジタル情報で管理されるユビキタス社会の実現が進み、情報の“受信”、“発信”、“選択”は益々重要になってきます。

### (4) 広げてはいけない情報格差

高齢者や障害者等は移動やコミュニケーション等生活する上でいろいろなハンディキャップを持っています。

I T（情報通信技術）は、本来、こうしたハンディキャップを克服するためのツールとして活用すべきものといえますが、ホームページ等情報へのアクセスが困難であることは、二重の格差をもたらすことにもなりかねません。

都市と地方におけるブロードバンド回線のサービス区域も問題になります。

今後は、こうしたことにも配慮し、条件不利地域や高齢者、障害者にも開かれた情報化社会の“読み”、“書き”、“そろばん”を身につける機会を提供する必要があります。

### (5) これ以上は望めない国の支援策

こうした対応は、政府も認識しており、総務省は、「情報通信技術講習推進特例交付金交付事業」を実施し、平成14年7月に「その目標である550万人の講習機会を提供し、誰もがI Tを利用できる社会が実現した」としています。

従って、今後は、コンテンツの作成等が重要視され、機器の操作方等の基礎的な講習会等に対する国の支援を期待することは難しいと思われれます。

しかし、一方では、「継続的な学習の場が提供されないこともありI Tを活用する機会に恵まれていない」という実態も否定できません。

## 2 情報社会に生きるために

国の支援の有無にかかわらず、インターネットがコミュニケーションの手段として定着しつつある以上、市民が自由に情報を“受信”、“発信”、“選択”できるようになるまでは、講習会等を継続して実施することが必要です。

#### (1) 講習会は基礎的な操作方法のみ

講習会は、2～3日コースとし、電源のオン・オフ、インターネット利用、印刷、メールの作成・受発信等操作方法の基本を指導します。

より高度な知識については、受講者同士が適宜同好会やサークルをつくるなど、お互いが研鑽することとし、必要に応じて専門の講習を受講すれば良いと考えます。

なお、初心者に対しては、サポーター登録制度を整備し、機器の調達、設定、プロバイダー紹介等、必要な支援を行います。

また、講習会は、原則として公民館等を利用して行いますが、高齢者・障害者等で個別の対応が必要な場合は、別途、地域通貨を利用した支援策等を検討し、実現を図ります。

#### (2) 潜在する受講者数の把握

講習会を実施するに当たっては、どの程度の潜在需要があるかを把握する必要があります。

把握の方法は、町内会に依頼することを想定しておりますが、その協力を得るために説明会やアンケート依頼等の理解を頂く必要があります。

町内会への未加入者が問題になりますが、加入の勧誘を図りつつ、可能な範囲で講習会のニーズを確認できればと考えております。

#### (3) 講習会実施計画の策定

潜在需要の把握が済めば、その結果に基づき、開催計画を策定し、講習会の案内や会場の予約、設備、指導者・補助者・ボランティアの確保、テキスト等の準備に掛かります。

補助者・ボランティアには、指導者の補助の外、会場の設営、受講者の受付等を依頼します。

#### (4) 講習会の実施

今後、講習会は、NPO法人が市と協働して実施できるよう、提案していく考えであり、可能であれば、民を含めた協働事業として実現することを提案します。

そのことによって、開催計画や実施方法の見直しも必要になると考えております。

### 3 これから整備が必要となる利用環境

総務省の「情報通信技術講習推進特例交付金交付事業」が示すとおり、「誰もがITを利用できる社会が実現した」とはいえ、「ITを活用する機会に恵まれていない」こ

とになれば、利用は進みません。

「ITを活用する機会」をどのようにして整備するかが重要になります。

#### (1) 地域によるデジタルデバイド(情報格差)の解消

「IT新改革戦略」では、「e-Japan 戦略の結果、我が国のブロードバンド環境は大いに進展したが、依然としてブロードバンド・サービスが全く提供されていない地域が存在する(平成16年度末時点で345万世帯)」とし、「2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」としています。

本市においても、その動向と市の実状を踏まえ、早急にデジタルデバイドを解消する必要があります。

#### (2) ユニバーサルデザイン化

「IT新改革戦略」では、高齢者・障害者・外国人を含む誰もが身体的制約、知識、言語の壁を超えて、安心して生活できるように、2010年度までに、以下のユニバーサル化を実現するとしています。

ア 平等な情報へのアクセス(情報アクセスのユニバーサル化)

イ 自律的で円滑な移動(移動のユニバーサル化)

ウ 自由自在な意思疎通(コミュニケーションのユニバーサル化)

具体的な取り組みとして、総務省は、平成17年12月「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会報告書」を取りまとめ、ウェブアクセシビリティの維持・向上のため、ホームページやウェブシステムを構築するに当たって、調達の手順や日常的なウェブページの追加・更新の手順を策定しています。

今後は、こうした動向も踏まえ、いつでも、どこでも、誰でも、容易にアクセスできるホームページの作成が望まれます。

#### (3) 市民が必要とする生活情報の発信

パソコン講習会を実施しても、市民にインターネットを利用したいとするインセンティブが働かない限り、それが定着することはありません。

市の広報や案内に限らず、タウンページや折り込み広告のような生活に密着した情報を、適宜、提供することが重要です。その様な市民向けのポータルサイトがいろいろと開設されるようになることが必要です。

#### (4) バーチャルモール(仮想店舗)の開設

家庭では、生活用品の購入行動は、日常的に欠かすことのできない、重要な要素となっています。

現代社会では、郊外型のスーパー等が栄えるなど車利用（マイカー）を前提とした店舗が形成され、高齢者や車を持たない市民にとっては、大きな不便をもたらしています。しかし、今後、高齢化が一段と進むことになると、それは他人事ではなくなります。

こうした課題に、インターネットと宅配システムを組み合わせることによって、対応を可能にします。

具体的には、①小売店等がインターネット上に仮想的な店舗をつくり、②消費者は陳列された商品（イメージ写真や履歴証明、説明書き等）を見て、注文書に記入して送信すれば、③小売店等が内容を確認し、通いかごに詰め、④契約宅配業者に委託して当日午後又は翌日午前中に消費者に届けます。

#### (5) サポート体制の整備について

講習会では、短期間（2～3日）で、必要最小限の基本的な操作方法を習得します。

少しずつでも慣れることで、技術は身につくことから、慣れることが習うことよりも最善であり、また、教えることも、理解を得るための最善です。

講習会を修了した人は、可能であれば、申請してサポート制度に登録し、その後の講習会の補助者や初心者との問い合わせ等に対応できるよう、連帯の輪を広げることを考えます。

## 4 再度実施するパソコン講習会

具体的に講習会を実施するに当たっては、解決すべき課題もあります。

以下では、それぞれの課題について、どう対処するかを示します。

### (1) 講習会場の確保

講習会の潜在需要を把握することにより、地域分布や参加見込み数を踏まえ、実施場所、回数等を検討し、実施計画を策定することになります。

会場については、公民館等講習会の実施が可能な施設とし、地区やサークル等一定規模の受講者があれば、講習会を行う環境を整えば、出張講習会にも対応いたします。

高齢者・障害者等で個別の対応が必要な場合には、インターネットの利用環境があれば最善ですが、最低でも、パソコンを保有しているかパソコン購入を予定していることが必要です。

### (2) 講習会用パソコン、教材の整備

実施計画に基づき、講習会用のパソコンを整備する必要がありますが、現行で利用可能な者を最大限活用します。新規に調達が必要な場合は、地元のベンダー等からレンタ

ル又は無償で供与していただくよう要請します。

また、教材については、メーカー等が行うこの種の講習会で利用する教材（原稿）の提供を受け、それを複製して利用することの許可を得ます。

### (3) 指導員・補助員の確保

講習会の実施に当たって、実施計画に基づく指導員・補助員を確保することが大きな課題です。

先に実施した巡回講習会の受講者、パソコンスクール等に本講習会のサポーターとして登録するよう要請し、低額（参加費で賄える範囲）で指導員・補助員に委嘱します。

### (4) サポーター登録制度

この制度の狙いは、指導員・補助員を確保するとともに、初心者問い合わせ等にも対応できるようにすることですが、それ以上に目指すところは、自己研鑽です。

講習会では、基礎的な知識しか習得できません。パソコンやインターネットを駆使するためには、文書作成や作図・作表、ブログ・ホームページ作成、デジカメ編集等の知識が必要になります。

当然サポーターには、その種の問い合わせも寄せられる可能性があり、回答するためには、自らその知識を習得する必要があります。サポーター同士がサークルを作り、それぞれが研鑽を積むことを期待します。

## 5 パソコン講習会における地域通貨の導入

パソコン講習会では、地域通貨を導入し、参加費の一部に利用したり講習会場で受講できない場合への対応等を可能にします。

以下はその考え方ですが、具体的方法など詳細は、研究会で詰めていきます。

### (1) 地域通貨の適用例

次の場合、地域通貨を利用することができます。

- ア 講習会参加者が講習会終了後サポーター登録制度に登録する意思を示した場合に  
参加費の一部
- イ 高齢者・障害者等で個別にパソコン講習会を受講しようとする場合に参加費 +  $\alpha$
- ウ サポーターが訪問して、パソコン等の指導に対応した場合に一定の地域通貨
- エ パソコン講習会のボランティアでボランティアが地域通貨の受け取りを希望した場合に一定の地域通貨

## (2) 地域通貨の循環

一般に、高齢者・障害者等は地域通貨は支払いに偏る傾向がありますが、それだけ社会活動が活発化したと見るべきであり、活動の範囲が広がることによって受け取る（モノ・サービス等の提供）も可能になります。

インターネットを利用できるようになれば、バーチャルモールでの買い物や簡単なアンケートの回答も可能になります。